

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 長谷部圭彦

本論文は、19世紀のオスマン帝国における近代教育制度・法制の形成過程を、公刊・未刊のオスマン語史料等に基づき分析した労作である。

序論では、比較教育史的視点からオスマン帝国の教育改革を世界史的に位置付ける。第1章では、欧米およびトルコの研究史を辿り、根本史料に基づく体系的な研究を欠くことが示される。ついで『官報』等の根本的公刊史料とオスマン語未刊古文書史料群が紹介される。本論第1部では、教育行政システムの形成過程が扱われ、まず第2章では、教育改革を推進した諸審議会の形成発展過程が検討される。また、タンズィマート改革の中核機関であった国家評議会のもとに教育局が置かれ、1868年から約一年間で、教育行政の制度的・法的枠組が確立したことが示される。第3章では、既存の諸学校と教育制度を法的に体系化するとともに、将来の学校制度の整備方針を示す公教育法の立法過程、内容、立法の担い手につき解明し、従来の通説に対し新見解が示される。

第2部では、初等・中等・高等の各段階における近代西欧モデルの諸学校の形成発展過程とその具体的内実が示される。第4章では、初等教育につき、義務教育制度の端緒に関する新見解が示され、義務教育制度に基づく小学校の形成・定着過程が解明される。第5章では、フランスの新式実学的中等学校がモデルであるが、実際には帝国最初の文民用の近代的高等教育機関となったガラタサライ・リセの設立経緯につき、フランスの制度にまで遡り新説を提示した。第6章では、研究史上全く未知の「諸学の学校」構想の存在を発掘し、設立を見なかった同校が、従来、各共同体に委ねられていた非ムスリムの教育の国家統制のための方策でもあったことを国際的に初めて示した。第7章では、「大学」に相当する「諸学の館」につき、同校の歴史と公教育法での規定が辿られ、最終的に今日のイスタンブール大学となったことが示される。結論では、研究全体が総括され、比較教育史的視座からの将来的展望が示される。

本論文は、膨大な原史料に基づき、オスマン帝国の教育改革と各教育段階の諸学校の発展につき、比較教育史的視点も踏まえ、体系的かつ詳細に解明したところに最大の特色がある。また、公教育法の制定過程とその内容につき詳細に検討し新見解を示したこと、そして、非西欧諸社会の近代教育史研究に対し、比較教育史的新視点の提示を試みたことにも意義が認められる。とはいえ本論文にも、第一に、改革全体の流れにおける教育改革の位置付けが不十分である、第二に、法制・制度面に重点が置かれ、学校や学生生活の実態などの微視的な考察に欠ける、第三に、伝統的高等教育機関としてのイスラーム学院との関わりに殆ど触れず、伝統と近代の相克が捉えられていない、といった不備がある。このような欠点はあるが、オスマン帝国における近代教育制度の形成発展史についての実証的研究として、国際的にも重要な貢献であり、博士（文学）の学位の授与に値する。